

法令に基づく水質検査  
水質検査表(1)水質基準

令和6年4月1日施行

項目種別	項目番号	水質基準項目	区分	基準値	基本回数 (浄水)	検査頻度/年度		備考
				mg/l		検査回数 (浄水)	検査回数 (原水)	
健康に関する項目	1	一般細菌	病原生物の指標	100個/ml以下	12回/年	12	4	不可
	2	大腸菌		検出されないこと	12回/年	12	4	
	3	カドミウム及びその化合物	重金属	0.003mg/l以下	4回/年	4	4	
	4	水銀及びその化合物		0.0005mg/l以下	4回/年	4	4	
	5	セレン及びその化合物		0.01mg/l以下	4回/年	4	4	
	6	鉛及びその化合物		0.01mg/l以下	4回/年	4	4	
	7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/l以下	4回/年	4	4	
	8	六価クロム化合物		0.02mg/l以下	4回/年	4	4	
	9	亜硝酸態窒素		0.04mg/l以下	4回/年	12	4	
	10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	無機物質	0.01mg/l以下	4回/年	4	4	不可
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/l以下	4回/年	12	4	
	12	フッ素及びその化合物		0.8mg/l以下	4回/年	4	4	
	13	ホウ素及びその化合物		1.0mg/l以下	4回/年	4	4	
	14	四塩化炭素		0.002mg/l以下	4回/年	4	4	
	15	1,4-ジオキサン	一般有機化学物質	0.05mg/l以下	4回/年	4	4	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/l以下	4回/年	4	4	
	17	ジクロロメタン		0.02mg/l以下	4回/年	4	4	
	18	テトラクロロエチレン		0.01mg/l以下	4回/年	4	4	
	19	トリクロロエチレン		0.01mg/l以下	4回/年	4	4	
	20	ベンゼン	消毒副生成物	0.01mg/l以下	4回/年	4	4	不可
	21	塩素酸		0.6mg/l以下	4回/年	4	-	
	22	クロロ酢酸		0.02mg/l以下	4回/年	4	-	
	23	クロロホルム		0.06mg/l以下	4回/年	4	-	
	24	ジクロロ酢酸		0.03mg/l以下	4回/年	4	-	
	25	ジブロモクロロメタン		0.1mg/l以下	4回/年	4	-	
	26	臭素酸		0.01mg/l以下	4回/年	4	-	
	27	総トリハロメタン		0.1mg/l以下	4回/年	4	-	
	28	トリクロロ酢酸		0.03mg/l以下	4回/年	4	-	
	29	ブロモジクロロメタン		0.03mg/l以下	4回/年	4	-	
	30	ブロモホルム		0.09mg/l以下	4回/年	4	-	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4回/年	4	-		
水道水が有すべき性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	色	1.0mg/l以下	4回/年	4	4	
	33	アルミニウム及びその化合物		0.2mg/l以下	4回/年	12	4	
	34	鉄及びその化合物		0.3mg/l以下	4回/年	4	4	
	35	銅及びその化合物		1.0mg/l以下	4回/年	4	4	
	36	ナトリウム及びその化合物	味覚色	200mg/l以下	4回/年	4	4	
	37	マンガン及びその化合物		0.05mg/l以下	4回/年	4	4	
	38	塩化物イオン	味覚	200mg/l以下	12回/年	12	4	不可
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300mg/l以下	4回/年	4	4	
	40	蒸発残留物		500mg/l以下	4回/年	4	4	
	41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2mg/l以下	4回/年	4	4	
	42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	におい	0.00001mg/l以下	12回/年	4	4	発生時期を選んで月1回以上
	43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)		0.00001mg/l以下	12回/年	4	4	発生時期を選んで月1回以上
	44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02mg/l以下	4回/年	4	4	
	45	フェノール類	におい	0.005mg/l以下	4回/年	4	4	
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	味覚	3mg/l以下	12回/年	12	4	不可
47	pH値	基礎的性状	5.8以上8.6以下	12回/年	12	4		
48	味		異常でないこと	12回/年	12	-		
49	臭気		異常でないこと	12回/年	12	4		
50	色度		5度以下	12回/年	12	4		
51	濁度		2度以下	12回/年	12	4		
		計			51	39		

水質検査表(2)水質管理目標設定項目及びその他の項目

項目番号	項目	目標値	(検査頻度/年度)	
			検査回数(浄水)	検査回数(原水)
1	アンチモン	0.02mg/l以下	1	1
2	ウラン	0.002mg/l以下(暫定)	1	1
3	ニッケル	0.02mg/l以下	1	-
4	【削除】		-	-
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1	1
6	【削除】		-	-
7	【削除】		-	-
8	トルエン	0.4mg/l以下	1	1
9	フタン酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	1	-
10	亜鉛素酸	0.6mg/l以下	対象外(塩素ガスを使わないため)	
11	【削除】		-	-
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	対象外(塩素ガスを使わないため)	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	1	-
14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	1	-
15	農薬類	1以下(注1)	-	1
16	残留塩素	1mg/l以下	1	-
17	硬度(Ca,Mg)	10~100mg/l	省略(水質基準項目で検査済)	
18	マンガン	0.01mg/l以下	省略(水質基準項目で検査済)	
19	遊離炭酸	20mg/l以下	1	-
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	1	1
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/l以下	1	1
22	有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	1	1
23	臭気強度(TON)	3(TON)以下	1	-
24	蒸発残留物	30~200mg/l	省略(水質基準項目で検査済)	
25	濁度	1度以下	省略(水質基準項目で検査済)	
26	pH値	7.5	省略(水質基準項目で検査済)	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0 極力0	1	-
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下(暫定)	1	-
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	1	-
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び	2項目の総和で	-	1
	ペルフルオクタノ酸(PFOA)	0.00005mg/l以下(暫定)	-	1
計			18	10

その他	クリプトスポリジウム	-	-	1
	指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	-	-	4
	ダイオキシン類	-	-	1

注1 別に定められている農薬類102種類について、検出値と目標値の比を合計した値。